

## 【自由研究発表】

### スポーツ事故と災害共済給付制度

宮 島 繁 成  
(弁護士)

#### 1 はじめに

学校の部活動中に事故が発生した場合、自分の不注意が原因ならば損害は自己負担しなければならないのが原則である。学校や加害者の児童・生徒に何らかの法的責任を追及できる場合は損害の填補を求めることもできるが、実際には過失があるか判断に迷うケースが少なくなく、仮に法的責任が認められても加害者に資力がなければ現実の填補も困難である。

このような場合に被害者救済に大きな意味を持つのが独立行政法人日本スポーツ振興センターが運営する災害共済給付制度である。学校管理下で生じた負傷、疾病、障害及び死亡に対して補償を行う制度であり、医療費のほか、障害見舞金は最大3770万円、死亡見舞金は最大2800万円が支払われる。

平成17年から2期4年間、独立行政法人日本スポーツ振興センター大阪支所の審査専門委員会の委員を務め、障害見舞金や死亡見舞金の給付決定を行う仕事を行ってきたが、審査に臨むたびに、この制度がスポーツ事故の被害者救済制度としてもっと広く周知され積極的に活用されることが望ましいと考えるに至り、今回、制度の概要と法的問題点について報告することにした次第である。

(以下、独立行政法人日本スポーツ振興センター法、同施行令、独立行政法人日本スポーツ振興センターに関する省令を、それぞれ法、施行令、省令と略称する。)

#### 2 災害共済給付制度の沿革と概要

(1) 災害共済給付制度とは、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、

高等専門学校、特別支援学校、幼稚園または保育所（以下「学校等」と総称する）の管理下における児童、生徒、学生、幼児（以下「児童生徒等」と総称する）の災害に対して必要な給付を行う制度である（法3条、15条、附則8条）。

平成20年度は全国で1,757万人の児童生徒等が加入しており、全体のおよそ96.6パーセントに当たる

## (2) 制度の発足と運営主体

昭和20年代後半から30年代後半にかけて修学旅行中の船舶転覆事故や水泳指導中の水難事故が相次いで発生したことを契機に、昭和34年12月に日本学校安全法が公布され、学校事故に対して災害給付を行う制度が発足した。このために昭和35年3月に日本学校安全会が設立され、制度の運営にあたった。

昭和57年7月、日本学校安全会と日本学校給食会が統合され、日本学校健康会が設立され、昭和61年3月、日本学校健康会と国立競技場が統合され、日本体育・学校健康センターが設立された。

平成15年10月1日、独立行政法人日本スポーツ振興センターが設立されたのを機に災害共済給付制度の業務が全面的に移管され、現在に至っている。

## (3) 加入手続と共済掛金額

学校等の設置者は、入学の際、保護者もしくは児童生徒等が成人に達しているときは本人（以下「保護者等」と総称する）の同意を得たうえで、日本スポーツ振興センターとの間で災害共済給付契約を締結し、保護者等は定められた共済掛金を支払う。この契約と掛金の支払に基づいて、その学校等に在籍する児童生徒等が受給資格を取得する（法16条1項）。

掛金の年額は、義務教育諸学校は920円、高等学校全日制は1,840円である。このうち、義務教育諸学校では4割ないし6割を、その他の学校では6割ないし9割を保護者等が負担し、残りを学校等の設置者が負担する。公立の義務教育諸学校では、保護者等の経済的理由により共済掛金の徴収が困難と認めるとき（要保護児童生徒等）は徴収しな

い扱いこともできる。この不足分は国が補助金を支出して賄っている。

以上のように、災害共済給付制度は、国、学校等の設置者及び保護者等による互助共済制度と見ることができる。

#### (4) 給付の対象となる災害の範囲及び給付の種類と額

給付の対象となる災害の種類は、学校の管理下における児童生徒等の災害であり、災害の種類は負傷、疾病、障害、死亡の4つである（法15条1項六号）。「学校の管理下」の意味については後述する。

負傷、疾病の場合は医療費が支給される。医療費は、医療保険適用を前提に、立替えた費用を保護者等が後日受け取る形になる。

障害は程度により1級から14級まで区分され、障害見舞金として1級3770万円から14級82万円の範囲で支給される（施行令3条1項二号、省令23条）。障害の区分や併合・加重のルールなどは、労災保険や自賠責保険とほぼ同じである。なお、通学経路途中の事故は支給額が半額になる。

死亡の場合は死亡見舞金2800万円が支給される（施行令3条1項三号）。ただし、通学経路途中の事故や突然死の場合で急激な運動等を原因としないものは支給額が半額になる。死亡見舞金が支給できない場合も供花料（17万円）が支給される。

#### (5) 災害共済給付制度をめぐる近時の改正として、自殺の場合の給付要件の改正がある。

従前は、児童生徒等が自宅や通学経路外で自殺した場合、共済給付金を支給することができなかった。学校でのいじめが原因であったとしても、死亡した場所が校外であれば「学校の管理下」の要件を充たさないためである。

しかし、これに対しては、学校内でのいじめが原因ならば、自殺した場所によって給付するしないを分けるのは合理的ではないという批判があり、これをめぐる裁判も生じていた。これを受けて、平成19年に施行令5条1項四号等が改正され、「学校の管理下において発生した事件に起因する死亡」まで範囲が拡大された。

これにより、学校外で自殺した場合も一定の場合は支給が認められる

ことになった（ただし高校生の場合は認められない・後述）。

### 3 給付の実態

災害共済給付対象事案の発生件数及び給付の状況は各別表の通りである。

全体の発生件数を見ると、小学校と中学校が最も多く、それぞれ全体のおよそ3分の1を占めている（別表－1）。

しかし、障害見舞金と死亡見舞金に限ると、高等学校がもっとも多く、全体の半分程度に及んである。給付金額も高等学校が最も多い（別表－1）。

障害見舞金と死亡見舞金については、特別活動・課外活動中の事故が全体の半数近くを占めている（別表－4）。とくに高等学校の課外指導中の事故が非常に多いが、これらは部活時の事故と思われる。

以上から、重傷死亡事案やスポーツ事故は学年が上がるほど増加する傾向が認められる。

障害種別を見ると、歯牙障害、視力・眼球障害、醜状障害が多い（別表－6）。審査のときの印象も同様であり、骨折・捻挫等の整形外科的外傷が意外に少ないように感じた。

また、審査のときのおよその感覚では、3分の1が部活中のスポーツ事故、3分の1がいじめないし悪ふざけを原因とする事故、3分の1がそれ以外という印象である。

### 4 法律上の問題点

災害共済給付に関する法律上の問題点としては以下のものが考えられる。なお、給付対象となる災害にはさまざまなものがあるが、今回は部活中のスポーツ事故を中心に検討する。

#### (1) 受給資格について

平成20年度の統計によると、加入者の割合は全国で96.6パーセントに達している。

しかも、未加入者の多くは幼稚園（18.7パーセント）であるから、部活動の事故について受給資格の有無が問題になるケースは現実に少な

いものと思われる。

## (2) 給付手続上の問題点

医療費、障害見舞金、死亡見舞金いずれについても、学校等の設置者が請求するのが原則である（法16条2項、施行令4条1項）。請求者は、学校の種類によって異なり、公立学校は地方公共団体の教育委員会、私立学校は学校法人の理事長である。

また、保護者等も学校等の設置者を經由して請求することができる（施行令4条2項）。

ただ、「經由して」請求するという表現が、書類が学校等を經由すればかまわないという意味か、保護者等の申入を受けて学校等が支払請求を行うという意味か、法文からは明らかではない。

実際には、保護者等が必要書類を提出し、学校等の設置者が支払請求書を作成して、学校等が日本スポーツ振興センターの各支所に送付する手続がとられている。

いずれにせよ、請求に当たっては災害報告書の添付が必要であるところ、災害の事実を証明するのは学校長であるから、保護者等が学校を介さずに請求することは事実上不可能であり、大阪支所でも直接請求の例はほとんどないようである。

しかし、学校等が事故の発生を否認している場合や事故の原因・内容が保護者の認識と異なる場合は、学校等が災害報告書の作成や請求そのものに消極的な場合も考えられる。とくにいじめ事件は学校等と保護者等の認識に食い違いがある場合が多く、どのような手続で直接請求を行うことができるのかは今後の検討課題と思われる。

## (3) 負傷、疾病、障害及び死亡の範囲

負傷、疾病、障害及び死亡の範囲は「独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付の基準に関する規程」が制定されており、これに基づいて給付が行われている。

同規程によると、対象となる負傷、疾病の概念はかなり広いので、スポーツ事故やスポーツ障害のほとんどはカバーされると考えてよい。

たとえば、つまづく、転ぶ、落ちる、衝突するはもちろん、「過度に

摩擦する」（剣道によって生じたため、マラソンの靴擦れ等）、「異常な高温あるいは低温に触れる」（スキー教室のしもやけ等）も給付の対象となる。

また、「陸上運動、ボール運動など急激な運動若しくは相当の運動量を伴う運動を持続的あるいは断続的に行うことにより身体に相当の負荷が加わって発症したものであると認められる筋、腱、骨、関節などの疾患」（野球練習の継続により発症した野球肘、体操練習の継続により発症した椎間板ヘルニア等）や、負傷部位をかばったことにより別の部位に生じた関節炎等も対象になる。

障害は、学校の管理下で生じた負傷及び疾病を原因とする後遺障害が対象となり、障害の程度により1級から14級に区分されている。

死亡は、事故外傷によるもののほか、熱中症や心身に対する負担の累積に起因する疾病（登山訓練中の過労死等）も含まれる。

ただし、心臓系疾患（心臓発作等）や中枢神経系疾患（脳内出血等）により死亡した場合は「突然死」と扱われる。このうち、外部衝撃、急激な運動もしくは相当の運動量を伴う運動または心身に対する負担の累積に起因することが明らかでない場合は、本来の死亡見舞金の2分の1（1400万円）に減額されて支給される。

#### (4) 学校の管理下の事故

負傷、疾病、障害、死亡いずれの場合も、その原因である事由が学校の管理下において生じたものであることが必要である（施行令5条）。

「学校の管理下」の意味について、同5条2項は「教育課程に基づく授業を受けている場合」「教育計画に基づいて行われる課外指導を受けている場合」「休憩時間中に学校にある場合その他校長の指示または承認に基づいて学校にある場合」を定め、省令26条は、学校外の場所で授業もしくは課外指導を受けている場合も含まれるとしている。

部活動は、このうち「教育計画に基づいて行われる課外指導を受けている場合」に該当し、校外で行われた試合や練習も含まれる。学校側の判断により、教師の直接の引率・監督指導等がなされなかった場合であっても、出発から解散まで教育計画に基づいて適切な指示や指導がなさ

れている場合は給付の対象となる。支払請求にあたっては、災害報告書に教育計画書や教師の指導の状況などを補足資料として添付する運用がなされている。

以上の基準に照らすと、部員が教育計画と無関係に自主的にトレーニングしているときに生じた事故は「学校の管理下」に当たらないことになる。東京高判平成5年4月20日（判例時報1465号87頁）は、中学生が冬休みに学校外でサッカー部の練習をしている途中に死亡した事故について、両親が日本体育・学校健康センター（当時）に対して死亡見舞金を請求した事案であるが、裁判所は、生徒らが自主的に計画し生徒らのみで実施する練習や、教諭が立ち会った場合も学校の教育計画に基づかない練習は学校の管理下において発生した事故とはいえないと判示している。

なお、自殺の取扱のところで説明したとおり、自宅で死亡した場合であっても、部活中の事故が原因となっているときは「学校の管理下」で発生したといえる（突然死の場合は前述）。

#### (5) 高校生等の故意または重過失による給付制限

高等学校、中等教育学校の後期課程の生徒、高等専門学校の生徒（以下まとめて「高校生等」という）が自己の故意の犯罪行為により、または故意に負傷したり、疾病にかかったり、死亡したときは、医療費、障害見舞金、死亡見舞金いずれの給付も行わない（施行令3条7項）。このため、高校生等の自殺には原則として死亡見舞金は給付されない（自殺時の精神状況によっては支給される場合もあるが、スポーツ事故と関連がないので省略する）。

また、高校生等が、自己の重大な過失により、負傷したり、疾病にかかったり、死亡したときは、障害見舞金または死亡見舞金の一部（2割もしくは3割）の給付を行わないことができる（施行令3条8項）。医療費は減額されない。

このため、「重大な過失」の意味と程度が問題になる。私法では一般に注意義務を著しく欠く場合と言われているが、錯誤、緊急事務管理、失火責任法など法律の趣旨により、故意に近い心理状態とみるのか故意

と過失の中間程度と見るのか定まった定義はない。

災害共済給付における重過失は、「重大な過失等の場合に関する運用基準について」というガイドラインがあり、「危険な行為であることを十分認識しながら、あえて行った行為」を例示している。ただし、危険な行為を行うことを目的としない場合は、たとえその行為に必然的に危険な行為が随伴していても重過失に当たらないとしている。

たとえば、野球で素振りの練習をしていることを知りつつ、だいじょうぶと思ってそばを通ったところ振ったバットが身体にぶつかった場合について考えてみると、素振りのそばを通ることは危険な行為ではあるものの、そばを通るという行為そのものは危険な行為を目的とする行為ではない。したがって、この場合は重大な過失はないという結論になると思われる。

そもそも、スポーツの中には危険を目的とする行為があるとは思えないので、この基準からすると重過失に当たるケースはまず考えられない。

可能性があるとするれば、プレーや練習と関係のない場面で、用具を別の目的で使用していたような場合である（野球のスパイクを遊びで振り回していたところ誤って自分に当たってしまった場合等）。

しかし、上記運用基準は、「多少の危険はあるが、事故発生の蓋然性が低い状況で、単純ないたずらや悪ふざけを行った結果、災害が発生した場合」「とっさの判断の甘さ・誤りにより災害が発生した場合」「社会的に必要な行為を行おうとする過程で、危険を過小評価したことにより災害が発生した場合」は「重大な過失」に当たらないとしているので、この場合もやはり重過失に該当しないと考えられる。

以上からすると、スポーツ事故の場合に重大な過失を問われる場合はほとんど考えられない。

スポーツ事故に限らず、重大な過失を理由として見舞金を減額した例は、平成18年度は死亡、障害合わせて全国で7件にすぎない。私が経験した大阪支所の4年間でも、記憶している限り、重過失減額を適用した事案は1件もなかった。もっとも、災害報告書の記載が極めて簡潔であり、過失の程度を判断する情報が乏しいというのも現実である。



#### (6) 不服審査請求

健康保険や労災には不服申立に関する規定があり、これに基づき不服審査のための専門機関が設置されている。

しかし、災害共済給付制度には、給付の決定に対して学校等の設置者や保護者等が不服審査を求める法令がない。

しかし、日本スポーツ振興センターでは従前から不服審査を行ってきた経緯があるため、平成15年に「給付決定に関する不服審査請求規程」を制定し、現在はこの規定に基づいて不服審査を行っている。

不服申立期間は原則として60日以内だが、事情があれば2年まで可能とされている（同3条）。ただし、時効の関係で2年を経過した不服申立はできない。

請求権者は、学校等の設置者、保護者等及びその代理人である（同4条）。

#### (7) 給付を受ける権利の時効

給付を受ける権利は、給付事由が生じた日から2年の経過により消滅する（法32条）。

医療費については、毎月の医療費ごとに翌月の10日が起算日となる。したがって、時効は月単位で進行し、請求権は2年後に月単位で消滅する。労災の療養（補償）給付も同様の時効があるが、民法の不法行為の時効と異なるので注意が必要である。

障害見舞金は、負傷または疾病が治った日の属する月の翌月10日が起算日になる。

なお、学校等の設置者に対する訴訟の提起によって、日本スポーツ振興センターとの関係では時効は中断されないので注意を要する。

#### (8) 第三者の加害行為による災害と求償関係

被災した児童生徒等が、給付事由と同一の事由について民法、国家賠償法、自動車損害賠償責任保障法、その他の法律によって損害賠償を受けたときは、その価格の限度で日本スポーツ振興センターは災害共済給付を行わないことができる（施行令3条3項）。

また、日本スポーツ振興センターが、被災した児童生徒等に対して災

害共済給付を行ったときは、加害者に対して有する損害賠償請求権を代位取得する（法31条2項、施行令3条3項）。このため、日本スポーツ振興センターは、事故の原因を作った児童生徒等や学校等に対して損害賠償を請求できることになるが、実際には次のような運用がなされている。

児童生徒等が加害者である場合は、単純な不注意が原因となるケースがほとんどで、民法709条の故意・過失を備えるケースは多くない。しかも、監督義務者や学校や指導者の過失が競合する場合は、法的責任を明らかにするのはいっそう困難となる。

このため、日本スポーツ振興センターとしては、特に悪質な加害行為（自宅から刃物を用意してきて通学中に待ち伏せして殺傷した場合等）を除き、児童生徒等に対する求償を差し控える取扱いとなっている（平成17年通知「損害賠償が支払われた場合の医療費等の算出方法等について」）。

また、学校側に責任がある場合も、現在はすべての契約に免責特約が付されているので（法16条3項）、学校等に対する求償権行使も行っていない。

## 5 安心して部活動をするために

スポーツは趣味やレクリエーションとして国民に広く親しまれている。学校の部活動は子どもたちの発達にとっても欠かせない存在である。

しかし、スポーツが絵画や音楽など他のレクリエーションと根本的に違うのは常に危険を孕んでいることである。これは、格闘技はもちろん球技や陸上などスポーツの種類に関わらない。野球の経験のない人が硬式ボールを手にとってみたとき、どうしてこのような固い物を全力で投げたり打ったりできるのかと不思議に思うにちがいない。ラグビーは全力で走っている人の足をめがけてタックルするが、街中で行えば傷害罪で検挙されかねない。スポーツは、このような危険を乗り越えることでより大きな充実感と達成感を手にすることができるのである。

子どもたちが安心して部活動に打ち込むことができ、親も安心して子

ものスポーツを見守ることができ、学校も万一の場合のリスクを軽減するためにはどうすればよいか。

これまで述べたように、災害共済給付制度は、学校等の設置者が入学時に保護者等と契約を締結し、掛金を互いに分担し、場合により国も一部を負担することで、学校生活に内在する多くの危険に備え、万一の場合の関係者の経済的救済を図ることを目的とする制度である。我が国において半世紀にわたり青少年のスポーツ環境を支える重要な制度として機能してきたし、今後もますますの発展と積極的な活用が期待される次第である。

### 【参考文献】

『災害共済給付法規集』学校安全問題会編 ぎょうせい

『災害共済給付の手引』学校安全問題会編 ぎょうせい

『障害見舞金請求事務のてびき』独立行政法人日本スポーツ振興センター大阪支所

『平成18年度災害共済給付状況』独立行政法人日本スポーツ振興センター健康安全部

『平成20年度学校安全・災害共済給付ガイド』独立行政法人日本スポーツ振興センター

別表-1 平成18年度 学校種別給付状況

学校種別	加入者数		医療費				障害見舞金		死亡見舞金		合計		供花料		
	総数(人)	除要保護(人)	件数(件)	金額(円)	給付率(%)	平均給付額(円)	件数(件)	金額(円)	件数(件)	金額(円)	件数(件)	金額(円)	件数(件)	金額(円)	
小学校	7,217,220	7,135,725	762,410	4,293,151,396	10.68	5,631	112	227,035,000	12	238,000,000	762,534	4,758,186,396	9	1,530,000	
中学校	3,625,728	3,575,868	763,763	5,337,854,470	21.36	6,989	118	406,540,000	18	446,500,000	763,899	6,190,894,470	5	850,000	
高等学校	全日制	3,421,609	3,421,609	521,878	5,416,781,917	15.25	10,379	244	1,145,725,000	37	824,800,000	522,159	7,387,306,917	30	5,100,000
	定時制	105,942	105,942	4,778	45,657,306	4.51	9,556	9	14,530,000	0	0	4,787	60,187,306	0	0
	通信制	122,658	122,658	940	8,701,092	0.77	9,256	1	2,900,000	0	0	941	11,601,092	1	170,000
高等専門学校	59,093	59,093	6,253	69,175,788	10.58	11,063	2	3,260,000	2	37,800,000	6,257	110,235,788	0	0	
幼稚園	1,416,085	1,416,085	43,823	247,380,362	3.09	5,645	6	42,340,000	3	56,000,000	43,832	345,720,362	0	0	
保育所	1,843,113	1,819,133	58,098	302,165,971	3.19	5,201	14	52,110,000	2	56,000,000	58,114	410,275,971	0	0	
計	17,811,448	17,656,113	2,161,943	15,720,868,302	12.24	7,272	506	1,894,440,000	74	1,659,100,000	2,162,523	19,274,408,302	45	7,650,000	

(注)障害の件数は、傷病が治ゆ・症状固定したときに在籍していた学校種別で集計している。

(へき地通院費 2,616件 5,412,000円)

別表-2 平成18年度 学校種別災害(負傷・疾病)の発生件数及び発生率

学校種別	加入者数(人) (除要保護)	発生件数(件)	発生率(%)
小学校	7,135,725	491,534	6.89
中学校	3,575,868	423,595	11.85
高等学校	全日制	232,862	6.81
	定時制	2,358	2.23
	通信制	388	0.32
高等専門学校	59,093	2,853	4.83
幼稚園	1,416,085	29,070	2.05
保育所	1,819,133	39,756	2.19
計	17,656,113	1,222,416	6.92

別表-3 平成18年度 学校種別負傷・疾病の発生件数

(単位:件)

学校種別	負傷	疾病	計
小学校	463,817	27,717	491,534
中学校	392,196	31,399	423,595
高等学校	全日制	22,091	232,862
	定時制	175	2,358
	通信制	19	388
高等専門学校	2,621	232	2,853
幼稚園	27,044	2,026	29,070
保育所	36,728	3,028	39,756
計	1,135,729	86,687	1,222,416

別表-4 平成18年度 学校種別障害・死亡の災害発生の場合別状況

(障害)

学校種別	場合別	各教科・道徳・保育		学校行事以外の特別活動		学校行事		課外指導		休憩時間		通学・通園		寄宿舎		計	
		件数(件)	率(%)	件数(件)	率(%)	件数(件)	率(%)	件数(件)	率(%)	件数(件)	率(%)	件数(件)	率(%)	件数(件)	率(%)	件数(件)	率(%)
小学校		23(9)	20.54	17(1)	15.18	1(0)	0.89	3(2)	2.68	58	51.79	10	8.93	0	0.00	112(12)	100.00
中学校		21(13)	17.80	8(3)	6.78	9(3)	7.63	36(26)	30.51	37	31.36	7	5.93	0	0.00	118(45)	100.00
高等学校	全日制	38(26)	15.57	9(0)	3.69	15(6)	6.15	121(112)	49.59	35	14.34	24	9.84	2	0.82	244(144)	100.00
	定時制	1(0)	11.11	0(0)	0.00	1(0)	11.11	4(2)	44.44	3	33.33	0	0.00	0	0.00	9(2)	100.00
	通信制	0(0)	0.00	1(0)	100.00	0(0)	0.00	0(0)	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	1(0)	100.00
	計	39(26)	15.35	10(0)	3.94	16(6)	6.30	125(114)	49.21	38	14.96	24	9.45	2	0.79	254(146)	100.00
高等専門学校		0(0)	0.00	0(0)	0.00	0(0)	0.00	2(1)	100.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	2(1)	100.00
幼稚園		6(1)	100.00	0(0)	0.00	0(0)	0.00	0(0)	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	6(1)	100.00
保育所		14(0)	100.00	0(0)	0.00	0(0)	0.00	0(0)	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	14(0)	100.00
計		103(49)	20.36	35(4)	6.92	26(9)	5.14	166(143)	32.81	133	26.28	41	8.10	2	0.40	506(205)	100.00

(注) 「各教科・道徳・保育」欄の( )は、体育・保険体育、「学校行事以外の特別活動」「学校行事」「課外指導」欄の( )は、体育活動で、いずれも内数の再掲である。

(死亡)

学校種別	場合別	各教科・道徳・保育		学校行事以外の特別活動		学校行事		課外指導		休憩時間		通学・通園		寄宿舎		計	
		件数(件)	率(%)	件数(件)	率(%)	件数(件)	率(%)	件数(件)	率(%)	件数(件)	率(%)	件数(件)	率(%)	件数(件)	率(%)	件数(件)	率(%)
小学校		3(1)	25.00	3(0)	25.00	1(0)	8.33	0(0)	0.00	3	25.00	2	16.67	0	0.00	12(1)	100.00
中学校		2(2)	11.11	1(0)	5.56	1(1)	5.56	6(6)	33.33	5	27.78	3	16.67	0	0.00	18(9)	100.00
高等学校	全日制	5(5)	13.51	2(0)	5.41	1(0)	2.70	13(11)	35.14	4	10.81	11	29.73	1	2.70	37(16)	100.00
	定時制	0(0)	0.00	0(0)	0.00	0(0)	0.00	0(0)	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0(0)	100.00
	通信制	0(0)	0.00	0(0)	0.00	0(0)	0.00	0(0)	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0(0)	100.00
	計	5(5)	13.51	2(0)	5.41	1(0)	2.70	13(11)	35.14	4	10.81	11	29.73	1	2.70	37(16)	100.00
高等専門学校		0(0)	0.00	0(0)	0.00	0(0)	0.00	0(0)	0.00	1	50.00	1	50.00	0	0.00	2(0)	100.00
幼稚園		1(0)	33.33	0(0)	0.00	0(0)	0.00	0(0)	0.00	0	0.00	2	66.67	0	0.00	3(0)	100.00
保育所		2(0)	100.00	0(0)	0.00	0(0)	0.00	0(0)	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	2(0)	100.00
計		13(8)	17.57	6(0)	8.11	3(1)	4.05	19(17)	25.68	13	17.57	19	25.68	1	1.35	74(26)	100.00

(注) 障害の注と同じ。

別表－5 平成18年度 学校種別・障害等級別件数

等級別	学校種別	小学校 (件)	中学校 (件)	高等学校 (件)	高等専門 学校 (件)	幼稚園 (件)	保育所 (件)	計(件)	率(%)
第 1 級		1	4	10	0	0	1	16	3.16
2		0	1	1	0	1	0	3	0.59
3		1	0	6	0	0	0	7	1.38
4		0	0	0	0	0	0	0	0.00
5		0	0	3	0	0	0	3	0.59
6		0	1	0	0	0	0	1	0.20
7		0	2	6	0	0	0	8	1.58
8		1	7	18	0	0	0	26	5.14
9		4	2	17	0	0	0	23	4.55
10		1	2	11	0	0	0	14	2.77
11		4	6	18	0	1	0	29	5.73
12		28	26	26	1	2	3	86	17.00
13		9	19	27	1	0	0	56	11.07
14		63	48	111	0	2	10	234	46.25
計		112	118	254	2	6	14	506	100.00

(注)この表の件数は、傷病が治ゆ・症状固定したときに在籍していた学校種別で集計している。

別表－6 平成18年度 学校種別・障害種別件数

学校種別 障害種別	小学校 (件)	中学校 (件)	高等学校 (件)	高等専門 学校 (件)	幼稚園 (件)	保育所 (件)	計(件)	率(%)
歯 牙 障 害	8	27	80	0	0	0	115	22.73
視力・眼球運動障害	17	31	68	1	0	0	117	23.12
手指切断・機能障害	6	8	18	0	0	1	33	6.52
上肢切断・機能障害	1	3	7	0	0	0	11	2.17
足指切断・機能障害	0	0	1	0	0	0	1	0.20
下肢切断・機能障害	0	1	6	0	0	0	7	1.38
精 神・神 経 障 害	4	8	27	0	1	1	41	8.10
胸腹部臓器障害	0	8	7	0	1	0	16	3.16
外貌・露出部分の醜状障害	72	27	25	1	4	12	141	27.87
聴 力 障 害	3	3	9	0	0	0	15	2.96
せ き 柱 障 害	1	1	5	0	0	0	7	1.38
そしゃく機能障害	0	1	1	0	0	0	2	0.40
計	112	118	254	2	6	14	506	100.00

(注)この表の件数は、傷病が治ゆ・症状固定したときに在籍していた学校種別で集計している。